

第26期東京都自然環境保全審議会  
第4回鳥獣部会  
速 記 録

令和7年2月4日（火）午後2時～  
都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

○神山計画課長 それでは、早速ですけれども、開会させていただきたいと思います。第4回鳥獣部会を開始いたします。

事務局を務めます環境局自然環境部計画課長の神山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はウェブでの開催となりますので、初めに注意事項を申し上げます。映像や音声途切れる場合などは事務局に御連絡をお願いいたします。会議中は常にカメラをオフにし、マイクはミュートの状態としていただきますようお願いいたします。御発言になる場合はZoomの挙手機能を使用してお知らせください。部会長が指名しましたらカメラをオンにし、ミュートを解除して御発言いただきますようお願いいたします。

続きまして、定足数について御報告いたします。本日は田尻委員、相原委員が欠席されております。鳥獣部会に所属する委員、臨時委員、合計7名中5名の方に御出席をいただいておりますので、規定により会議は成立しておりますことを御報告いたします。

また、本日は傍聴の申出はありませんでしたので、お知らせいたします。

部会の進行につきましては、山崎部会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○山崎（晃）部会長 山崎です。

それでは、これより第26期東京都自然環境保全審議会第4回鳥獣部会を開催いたします。

本日の審議案件ですけれども、諮問第497号「奥多摩湖鳥獣保護区特別保護地区の再指定について」となります。

では、初めに、事務局から本日の資料の確認をお願いいたします。

○神山計画課長 承知いたしました。

事前にお送りをしております、今、画面に表示しておりますけれども、各資料がお手元にあるか御確認をお願いしたいと思います。不足等がありましたら事務局までお知らせください。

以上となります。

○山崎（晃）部会長 ありがとうございます。

では、審議を始めたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

○上中野生生物担当課長 野生生物担当課長の上中です。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、奥多摩湖鳥獣保護区特別保護地区の再指定について、資料に沿って御説明いたします。

資料1を御覧ください。

奥多摩湖鳥獣保護区特別保護地区の指定が、今年10月末に期限を迎えるため、再指定についてお諮りしたいと思います。

概要ですが、指定場所は、東京都西多摩郡奥多摩町奥多摩湖の中央部及びその周辺域でございます。面積は110ヘクタールです。再指定の更新期間が、令和7年11月1日から令和27年10月31日までの20年間でございます。根拠法令は、鳥獣保護管理法第29条第1項です。指定目的ですが、当該地域は奥多摩湖の中央部に位置し、湖の周囲は、針葉樹林及び広葉樹林など様々な植物が多く残存しております。そして、オシドリやカワセミをはじめとする水鳥などの良好な生息地として特に重要であるため、特別保護地区に指定しているところでございます。指定による制限ですが、区域内は狩猟及び開発行為は禁止とされています。

次に、保護に関する方針です。当該区域には、奥多摩湖面に浮かぶドラム缶橋や小河内神社があるため、ハイキングなどの野外活動が多い区域でございます。このため、鳥獣の安定的な生息に影響を及ぼすことがないように、定期的に巡視を実施するなどして、鳥獣の自然環境を保全してまいります。また、開発行為などを指導監督し、生息及び繁殖する多様な野生鳥獣の保護を図ってまいります。なお、指定10年後に、モニタリング調査を実施いたします。

参考1の資料を御覧ください。

こちら、鳥獣保護区及び特別保護地区における制限の違い、審議会における関係を示した表でございます。今回、特別保護地区の存続期間の延長となるため、審議会の付議が必要となっております。

参考2の資料を御覧ください。

都内の特別保護地区の8つお示しのうち、奥多摩湖鳥獣保護区特別保護地区は2番に位置しております。

参考3の資料を御覧ください。

指定までの流れを示したフロー図でございます。こちらでスケジュールを御説明いたします。1月7日に自然環境保全審議会に諮問し、本日の鳥獣部会で指定計画書（素案）を御審議いただくとところでございます。次に、関係地方公共団体への意見照会を行いまして、公告・縦覧を行います。そして、それらを踏まえて御検討いただくため、鳥獣部会の2回目を開催させていただく予定でございます。最後に、本審議会を経まして、決定をいただき、環境省

へ届出、東京都広報に掲載、公示するというスケジュールとなります。

次に、資料2の指定計画書（素案）について、補足の御説明をさせていただきます。

まず、1の「特別保護地区の概要」、2の「特別保護地区の保護に関する方針」、3の「特別保護地区の面積」につきましては、先ほど資料1で御説明させていただきましたとおりの内容となっております。4の「指定区域における鳥獣の生息状況」ですが、こちらは地形、地質、植生、動物相についてより詳しく記載させていただいております。

この4の「動物相の概要」で1か所修正させてください。「鳥類34科82種」とありますが、「33科81種」に修正をお願いいたします。申し訳ありませんでした。

そして、この後ろの方に、別表2で鳥類のリスト、別表3で獣類のリストを掲載させていただいております。リストを共有させていただきます。リストについても、大変申し訳ありませんが、幾つか、この場で修正をお願いいたします。

1つ目は、「種の指定等の要件」のⅣ、こちらは東京都レッドリストの項目ですが、「○」の種は、東京都レッドリストに掲載されている種であります。絶滅危惧種などのランク外の表示となります。また、空白の種は、そもそもレッドリストに掲載していない種であります。こちらは紛らわしいので、どちらも空白にさせてください。

2つ目は、注釈欄のⅣの「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）－2020年見直し版－」の「本土部ランク」の記載を「西多摩ランク」に修正をお願いいたします。

3つ目は、鳥類リストの363のイヌワシの「種の指定等の要件」、Ⅱでこちらは種の保存法の要件ですが、「内」という記載がありますが、注釈欄のとおり希少動植物の「希少」に修正をお願いいたします。

4つ目ですが、獣類リストの一番上の5番のシントウトガリネズミのⅣは空欄ですが、こちらは準絶滅危惧種である「NT」の表記に修正をお願いいたします。大変申し訳ありませんでした。

次に、参考資料1を共有させていただきます。「鳥獣保護区及び鳥獣保護区特別保護地区について」です。

こちらは資料1の御説明と重複するため、御説明を割愛させていただきます。

なお、今回は過去の調査結果との比較表も掲載させていただきました。それが参考資料2でございます。

現地調査における令和6年度と10年前の平成26年度のモニタリング調査との比較です。20年前の平成16年度の現地調査は特別保護地区限定ではなくて鳥獣保護区全体で実施のため、

比較から外しております。現地調査の種数は、鳥類では10年前が33種、今年度が44種です。獣類では10年前が11種、今年度は10種でございます。

一方、現地調査と文献調査を合わせた比較表も掲載させていただきました。こちらは令和6年度と10年前の平成26年度のモニタリング調査、前回指定時の20年前の平成16年度との比較です。種数は、鳥類では20年前の指定時が77種、10年前が71種、今年度が81種です。獣類では20年前が27種、10年前が19種、今年度が30種となります。

こちらの参考資料2も指定計画書のリスト同様に「○」の削除、シントウトガリネズミの「NT」の記載、注釈の記載については統一させていただきます。申し訳ありませんでした。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○山崎（晃）部会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から資料についての説明がありましたが、これから御質問、それから御意見等をお受けしたいと思います。Zoomの挙手機能を使用して手を挙げていただければと思います。挙手をいただければこちらから指名させていただきますので、カメラをオンにしてミュートを解除してから御発言をお願いします。

それでは、御質問、御意見等のある方は挙手機能でお知らせをいただければと思います。

石井委員、よろしくお願いいたします。

○石井委員 石井です。ありがとうございます。

資料2の別表3の哺乳類のリストですけれども、画面に出ますか。上から行くと、シントウトガリネズミについてはIVで「NT」であるというのは修正していただくということでそのとおりでいいのですけれども、参考資料2の7ページの表の2行目に「カワネズミ」とありますね。これもIVの西多摩地区で「NT」なのですけれども、これが資料2の別表3で落ちていると思います。現地調査では確認されていないようだけれども、既存の資料で確認されているようなので、特に削除する理由がなければ、地域的におそらくいるはずなので、入れておくべきではないかと思います。

それから、また別表3に戻るのですけれども、No.138のモモンガは東京都のレッドリストだと「ニホンモモンガ」になっています。いろいろなリストがあるのですけれども、学会がつくっている最新のリストなどだと「ニホンモモンガ」ではなかったかと思うので、この鳥獣保護区のリストをつくるときにどれに依拠するかが決まっていると思うのですけれども、そちらに合わせていただいて、そっちが「モモンガ」になっているのならば「モモンガ」でいいのですけれども、東京都のレッドリストでは「ニホンモモンガ」になっているので確認

してください。

それから、その下のハタネズミに「＊」がついていますね。これは西多摩地区で留意種という意味だと思うのですが、レッドリストを見ると留意種にこのマークがついているので留意種だと思うのですが、この凡例の解説が表の下に出てこないで、それも入れておいてください。

それから、質問なのですが、保護方針の中にモニタリングを指定から10年後にすると書いてあるのですが、ほかの都の鳥獣保護区のモニタリング頻度も10年に一遍かということを確認したいです。モニタリングなので5年に一遍ぐらいはやったほうがいいのではないかと。これはそのぐらいの頻度でやってほしいという要望なのですが、何か決まりがあるのだったら現在の決まりを教えてください。

以上です。

○山崎（晃）部会長 石井委員、ありがとうございました。

では、まずリストのほうですね。カワネズミ、モモンガ、ハタネズミについて、事務局のほうでの取扱いについてですが、カワネズミについては追加をするということですね。

モモンガについては、これは環境省の種名リストに準じているのですかね。これは「日本野生鳥獣目録」では「モモンガ」という記載になるのですか。

○石井委員 これは「『No.』は「日本野生鳥獣目録」（平成14年7月環境省）による」と書いてありますが、種名についてはこれに従うと書いていなかったもので、どうしているのかと思ったのですが、どうでしょうか。

○山崎（晃）部会長 そうしたら、事務局でもう一回確認いただいて、例えば哺乳類学会で出しているあれは石井さん、何でしたか。世界の哺乳類でしたか。

○石井委員 世界の哺乳類の種名リストですね。

○山崎（晃）部会長 そういう出典を明らかにして、和名の使い方についても一度検討いただければと思います。

それから、ハタネズミについては留意種ということについて補足説明を加えることになると思うのですが、この辺りは事務局、よろしいですか。

○上中野生生物担当課長 石井先生と山崎先生からの御助言につきまして、カワネズミの追加、モモンガの表記についてはこちらで確認させていただきます。

ハタネズミにつきましての注釈欄の留意種、記載がないということで、申し訳ありませんでした。こちらは記載を追加させていただきます。

○石井委員 鳥についても「＊」がついているものがあつたと思うので、そちらも併せて注釈をしていただければと思います。

○上中野生生物担当課長 承知いたしました。

○山崎（晃）部会長 今日は鳥の田尻委員がいらっしゃらないので、何かこの辺り、田尻委員から事前に御意見などは伺っているのですか。

○上中野生生物担当課長 田尻委員からは現時点では御意見は伺っていないのですが、改めてこちらにつきまして鳥類の確認をさせていただきたいと思っております。

○山崎（晃）部会長 よろしく申し上げます。リストについてはもう一度確認いただくということで。

石井委員からあつたカワネズミなどもそうなのですが、文献調査で確認しているものについては、たしかこの特別保護地区の範囲外のものも含まれている可能性があるという話だつたと思いますので、その辺りをよく分かるようにということで、下のほうに注釈で入っていたと思うのですが、留意事項になるのかと思います。

どうぞ。

○石井委員 文献調査は根拠文献がきっとあるはずなのですが、それは出ていませんが、参考資料2にカワネズミが出てくるので、保護地区内での調査結果ではないと思うのですが、根拠を確認して、もし今回の周辺地域というかその範囲内で調査が行われていてカワネズミが確認されているということだったら、入れていただければと思います。

以上です。

○山崎（晃）部会長 ありがとうございます。

なかなか文献調査で地点まで出ているのかというのが私も疑問なところなのですが、事務局で一度御確認いただければと思います。詳細な地点情報がないときはどうするかは、石井委員のほうで事務局に一任ということでよろしいですか。

○石井委員 何か決まりというか、こういう場合はいると考えようみたいな考え方があると思うので、それに沿っていれば特に私のほうでは問題にならないと思っています。

○山崎（晃）部会長 ありがとうございます。

では、事務局でそのように進めてください。

もう一点、モニタリングの頻度について、指定後10年ということなのですが、これをもう少し補足説明いただきたいのと、石井委員からもうちょっと頻度を高くやったほうがいいのではないかという御意見もあつたのですが、その辺り、いかがでしょうか。

事務局、お願いいたします。

○上中野生生物担当課長 このモニタリングの10年なのですけれども、一律で保護地区の場合は10年ごとに調査させていただいております。耳の痛い話なのですけれども、予算の関係もありまして、それが現状となっております。引き続きレッドリストなどでも調査しておりますし、いろいろと関係者からのヒアリングなども充実させて補完させていただきたいと思っております。石井先生からの御助言につきましては、今後検討させていただきます。

○石井委員 これはほかの特別保護地区というか鳥獣保護区についても10年に一遍が基本になっているということですね。

○上中野生生物担当課長 そのとおりでございます。

○石井委員 分かりました。それはきっと予算の関係もあるでしょうから、要望です。

○上中野生生物担当課長 承知いたしました。

○山崎（晃）部会長 石井委員、ありがとうございました。それだけでよろしいですか。

○石井委員 はい。

○山崎（晃）部会長 ありがとうございます。

ほかの委員の方、御意見、御質問等あれば、いかがでしょうか。

山崎靖代委員、よろしくをお願いいたします。

○山崎（靖）委員 今回の場所は再指定ということなのですけれども、前回も別のところで伺ったのですけれども、所有は一般人が持つ民有林なのか、公有林なのかを教えてくださいなと思います。

○山崎（晃）部会長 御質問ありがとうございます。

事務局でその辺りの情報はお持ちですか。

○上中野生生物担当課長 所有につきましては、資料2の別表1を共有させてください。字が細かくて恐縮なのですが、真ん中に「所有別面積内訳」というものがございまして、110ヘクタールのうち108ヘクタールが都道府県有地、2ヘクタールが私有地等となっております。都道府県有地につきましては、奥多摩湖なので、108ヘクタールにつきましては水道局と思われます。こちらは改めて確認させてください。2ヘクタールは小河内神社、民有林地等だと思います。こちらにも正確に確認させてください。

以上になります。

○山崎（靖）委員 その私有地の方たちは、もちろん神社さんなどなので、この指定を受けていることは御存じなのですね。

○上中野生生物担当課長 承諾いただいております。

○山崎（靖）委員 承知いたしました。ありがとうございました。

○山崎（晃）部会長 御回答ありがとうございました。

ほかの委員の方はいかがでしょうか。特に御意見はないということによろしいですかね。

先ほど私からも事務局に確認しましたが、今日御欠席の田尻委員のほうは特に御意見がなかったということなのですから、相原委員のほうは何か事前に御質問等があったのでしょうか。

○上中野生生物担当課長 事務局の上中です。

相原委員からは、現状では御質問等はありませんでした。

○山崎（晃）部会長 分かりました。

ほかの委員の方から特に御意見がなければ、まだもう一回ぐらい鳥獣部会はあると思いますので、ここまでとしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、第4回の鳥獣部会を閉会させていただければと思います。

事務局から事務連絡等がございましたらお願いいたします。

○神山計画課長 ありがとうございます。

先ほど上中からも説明がありましたけれども、今後の予定ですが、本日の第1回目の鳥獣部会の審議を踏まえまして、今後、関係地方公共団体等に意見照会を行います。さらに、その後、公告・縦覧の期間を経まして、来年度4月以降になるかと思えますけれども、意見照会等を踏まえた指定計画書（素案）の検討を2回目の鳥獣部会で審議となります。よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。